

日露戦中・戦後の大日本武徳会

——戦時下の動態、武術事業の変化と「剣道」「柔道」への名称変更、
イデオロギー的機能——

坂上 康博 一橋大学大学院社会学研究科教授

はじめに

日清戦争の勝利に沸き立つ1895年4月、京都で設立された大日本武徳会は、日本軍の最高司令官、皇族の小松宮彰仁を総裁に戴き、総理大臣以下の閣僚や著名な政治家たちを賛同者とし、さらに全国の知事を支部長に任命することによって絶大な社会的権威を獲得した。そして各府県の支部が、警察や郡市町村役場などを通じて、税金を徴収するかのように入会金を集め、その結果、1910年5月には165万1,736人ももの膨大な会員を有するようになる¹⁾。

武徳会は、千百年前に武術が桓武天皇によって奨励されていたという「国家の物語」を蘇らせ、その神聖な象徴である武徳殿を再建し、桓武天皇の威徳を慰め、報国の志を想起し、また、全国から武術家を集めてそこで大演武会を行ない、武術の保存と奨励に取り組んだ。武徳殿で毎年開催された大演武会では、技量が卓越した武術家に対して精練証(のちの錬士)²⁾を、さらに1903年からは範士・教士という最上位の称号を授与するようになる。最上位の称号の審査を最初に担当した3名の選考委員の中には、講道館の嘉納治五郎も含まれており、嘉納自身も範士となっている。このことにも示されているように、称号制度は、全国的規模で武術家を認定するシステムとして機能し始め、各流派を代表する武術家を緩やかに抱え込んでいった³⁾。

こうした武徳会の成長ぶりを、ある武徳会関係者は「社会が余り欧米の物質主義に偏傾した其の反動」⁴⁾とみなした。武徳会は、急速な西洋化に抗して純粋な日本文化を存続させたいという日本人の願望を表現する媒体として急成長を遂げたというのだ。日本の伝統文化に対する再評価を追い

風にして武徳会が急成長を遂げたことは確かだが、その内実は「伝統文化の復興」として一括りにできない複雑さをもっていた。本稿の主題は、この複雑さの追究にある。

まずは武徳会の理念をみておこう。武徳会は、1899年1月改正規則で会の目的を「武道ヲ奨励シ武徳ヲ涵養スル」⁵⁾と明記したが、その内容をもっとも簡潔に説明したものが、同年に発行された『大日本武徳会記要』の以下の一文である⁶⁾。

専ラ武術ヲ以テ心胆ヲ練磨シ、廉恥ヲ重ンジ、節義ヲ励ミ、一朝有事ノ時ニ当リテハ、君国ノ為メ死ヲ見ル羽毛ノ如キ精神ヲ養成シ、以テ国家ノ元氣ヲ振興セントスルニ在リ。之ヲ約言スレハ、武徳ヲ涵養シテ和魂ノ美ヲ発揚スルニ外ナラス。

武徳会の理念が教育勅語と同一であることは一目瞭然であろう⁷⁾。戦争に際して自己犠牲を厭わない国家への忠誠心の育成を最上位の目標として掲げたのである。それは単なる過去へのノスタルジーではなく、日清戦後の国際情勢の緊迫化の中でリアルな軍事的意味を帯びていた。

武徳会の武術事業に関する方針は、本部役員4名による調査委員会が答申を提出し、会長と総裁の認可をへて決定され、1898年6月7・8日付『京都日出新聞』に「武徳会の施設方法」と題して発表され、さらに上記の『大日本武徳会記要』でも「本会事業の施設方法」として説明がなされた。この方針において、各種武術のなかで最も重点を置くものとしてあげられたのは、陸軍で使用されている小銃射撃(射的)であり、2番目が馬術、3番目が銃剣(銃鎗)であった。つづいてあげられたのが、剣術、柔術、水練、漕艇(漕艇術)である。武徳会は、軍事的な実用性を最大の価値基準として、射的を筆頭に、馬術、銃剣術、剣術、柔術、水泳、

漕艇の順に序列づけ、この7種目を「現今実用に適する者」、そして「現今実用に供すべからざる武芸と雖も保存の必要あるもの」として弓術と古武芸を位置づけたのである⁸⁾。伝統的な武術の継承よりも軍事種目の奨励に力点をおく事業方針は、本部の武術講習などによって即座に実施されていった⁹⁾。

伝統武術と軍事種目の混在という現象は、武徳会だけではなく同時期の日本体育会にもみられる。日本体育会は、帝国議会貴族院および衆議院での建議案の可決を経て、1899年度より5カ年にわたって年間1万円の国庫補助を受けて、模範体操場の設立などの事業を展開したが、12府県に設置された支所では、その他に7つの狭窄射撃場、5つの馬術練習場、17の撃剣場、12の大弓場、8つの柔術場、2つの漕艇練習場を設立している¹⁰⁾。武徳会との事業上の重複は明らかであるが、それは「今日日本の人民の体格現時の骨相を以て、果して宇内の此激烈なる生存競争場裡に立つて弱肉強食の世界に処して進で行けるであろうか」という帝国主義時代の危機感の中で意義づけられたものであった¹¹⁾。『大日本武徳会紀要』には、武徳会は「畜ニ外形ノ体育ノミヲ主トシスルニアラス」¹²⁾という日本体育会との差異化を意識して書かれたとも受け取れる箇所もあるが、国家の強兵政策への貢献をめざす両者の事業内容には、共通性が色濃く現れている。

本稿では、第1に、このようリアルな軍事的目標と事業方針を掲げて出発した武徳会が、設立から9年後、日露戦争という実際に戦争に直面する中でいかなる動態を示すのかを明らかにする。

第2に、武徳会の武術事業方針の変化を追跡する。上記のような軍事的な実用性に重点を置いた方針は1921年に転換を迎える。中嶋哲也が明らかにしているように、同年3月に京都府から借用していた日吉山射撃場敷地を返還し、射撃を演武会の種目からも削除し、6月には短艇競漕会の事業を京都帝国大学国際漕艇倶楽部に委譲した。こうして武徳会は「剣柔弓道等に全力を注ぐを以て最も上策と認むる」との新たな方針を確立するの

である¹³⁾。

しかし、こうした方針転換を決定した際に副会長の西久保弘道が「本会は既に射撃、馬術等の事業を廃止せり」¹⁴⁾と述べているように、武徳会の事業方針はそれ以前から実質的に変化していた。実際には1921年以前から、武術事業の重点は、軍事種目から剣道・柔道を中心とする伝統武術に移行していたのである。それはいつから、いかなる要因によってなされていったのか。これらの点を明らかにしてみたい。

武徳会の事業方針の変化と関連して、「剣術」「柔術」から「剣道」「柔道」への名称の移行について検討することが、本稿の第3の課題である。従来の武道史研究では、武徳会が「剣術」「柔術」「弓術」を「剣道」「柔道」「弓道」に、そしてこれらの総称を「武術」から「武道」に変更したのは、1919年8月1日であり、それを主導したのは同年1月に武徳会副会長兼武術専門学校長に就任した西久保弘道であるとされてきた¹⁵⁾。問題提起として結論を先に述べるならば、剣道・柔道の2つに関しては、そうした理解は正確性を欠いており、それ以前にすでに改称がなされていた。この点を木下秀明による先行研究¹⁶⁾をふまえつつそれに新たな史料を加えながら実証してみたい。

第4に、国家に対する忠誠心を育成するという武徳会がめざしたイデオロギー的機能の有効性や限界について、日露戦後における武徳会の事業の概括的な検討を通して考えてみたい。

1. 日露戦争下の動態

1904年5月4日。日露戦争がはじまってから約3ヵ月がすぎていた。この日、武徳会は第9回武徳祭・大演武会を開催したが、その開会式で青木周蔵会長は、つぎのように訴えた¹⁷⁾。

日本とロシアを比較すると、軍事技術はほぼ同格だが、国土や人口、そして体格においてわが国は著しく劣っている。にもかかわらず「海に陸に日本軍の連戦連勝」がつづき、これが世界各国を

驚かせている。何が日本の連勝をもたらしているのか。この疑問に答えて言おう。これこそが、「大和民族に固有する日本魂を桓武天皇の遺訓に由て涵養したる武徳」の賜物である、と。われら「同胞の眼中には緩急唯君国あるのみ身を忘れ家を忘れ水火を辞せず斃れて止まず七生報効を期するの信念」があり、わが将校たちは「必ず己が職務を遂行せざるば止まず」。見よ、「武徳の国家存立上国運発展上に及ぼす労力の如何に偉大なるかを」。そして、われらが総裁〔伏見宮貞愛——引用者注〕は今戦線に赴き、兵を率いて敵前に臨んでいる。われわれは、「総裁殿下の御馬前に立つの心」をもって会の隆盛をはかり、ますます「武徳の修養を鼓舞してこれを普及せしむることを勉めん」。

このように青木会長は、「日本魂」「武徳」こそが、日露戦争における日本の勝利を生み出したのであり、それは日本兵や将校の行動によって証明されている、と主張するのである。

武徳会の総裁は、これより約半年前、初代総裁小松宮彰仁の死去にともない伏見宮貞愛に代わっていた。伏見宮もまた皇族であり、かつ軍人であり、日清戦争には歩兵第四旅団長として出征している。そして青木会長がいうように、この時点で日露戦争の戦場に身をおき、翌日、5月5日には第一師団長として南山のロシア軍陣地への正面攻撃を指揮した。3倍の兵力であったにもかかわらず、日本軍はこの戦場ではなほだしい苦戦を強いられ、わずか1日で日清戦争全体に匹敵する4,300人の死傷者を出し、ともかくも南山占領に成功し、この戦功によって伏見宮の名声もさらに高まったのだ。伏見宮は、翌6月には陸軍大将に就任する。

伏見宮は、7月に戦場から帰国し、8月5日には武徳会の第7回青年演武大会に出席するために京都を訪れた。そして、伏見宮の来京に合せて、武徳会は5千個の提灯を用意し¹⁸⁾、翌6日の夜、戦捷祝賀の提灯行列を行なった。参加者は約4千人に達し、長い竿の先につけられた武徳会の提灯一対を先頭に、武徳と白抜きした紅灯を手にした

会役員、白木綿のはちまきをした本部武術講習生、そして各地より参集した武術家、会員、楽隊などが列を組み、「ふるは矢丸の雨あられ 金城鉄壁のりこえて 一鞭高きいたゞきに 敵をふしみの宮殿下 万才万才万々才」という武徳会行進歌を唱えながら、桜馬場から伏見宮総裁の別邸まで1時間半にわたって行進した。この間、楽隊が演奏をつづけ、桜馬場では5分ごとに花火が打ち上げられた¹⁹⁾。

そして翌6日、青年大演武会の開会式に出席した伏見宮総裁は、君が代の演奏、青木周蔵会長による天皇陛下万歳三唱の後、会員や大会参加者ら2,500人に向かって、令旨を読み上げた。日露戦争は、「日本人が尚武の国民たる事を知らしめた」。戦場における勝利は、いうまでもなく「天皇陛下の盛徳威霊」によるものだが、「往昔以降大和民族の資性に鑑み歴代聖主、涵養せられたる忠君愛国主義即ち武の道徳の発達したる効果」に他ならない。「技芸の講習のみを以て満足すべけんや望むらくは各其志す所の學術を研鑽すると同時に我武徳を修養し以て世に処し以て公に奉じ以て国家が諸子に期待する所を大成せよ」²⁰⁾。

日露戦争は、10年前の日清戦争をはるかに上まわる大規模な対外戦争であり、大量の兵員、軍馬、軍需品、そして巨額の戦費を必要とした。動員兵力は陸軍だけで約109万人。戦死者は陸軍8万5,208人、海軍2,925人、うち戦場による死者は6万29人、その他に負傷者15万3,623人、病者24万5,357人にのぼり²¹⁾、戦費は約17億円におよんだ。このような日露戦争の性格、および伏見宮総裁が自ら戦場で指揮をとり、多くの会員が出兵し、さらに「銃後」活動の推進主体である地方の公官吏の多くが会の役員であった武徳会は、戦争を遂行するための活動を積極的に展開していく。

日露戦争の戦費を調達するため、約8億円の国債が、各府県別、郡市別、町村別にわりあてられ、地方公官吏を主軸に募集活動がくり広げられたが、武徳会はこれに即座に対応し、1905年5月までに計30万円の国債を購入した²²⁾。1つの郡

市1回分の割り当て額に相当する武徳会の国債の購入は、それまでに貯蓄していた本部基本金の大半を投入したことを意味した。

また、馬術教習所の馬匹の徴発にも応じた²³⁾。これによって馬術講習所の活動は中止に追い込まれることになるが、それは前掲『大日本武徳会記要』において「戦時に於いては徴発を容易ならしむるの鴻益あり」と意義づけられた同講習所の当然の帰結であったといえよう。

さらに武徳会は、会員の出征者で功績をあげ金鵄勲章を授与された797名に感謝状を、戦死者2,813名の遺族に対し弔詞と1人約1円の香典を、負病者に「忠勇感謝」と書いた状袋と半切を、そして会員外の出征者に対しても約18,300円分の煙草を、それぞれ贈呈した。その経費は、合計で2万8,284円72銭であった²⁴⁾。

武徳会本部常議員の山田吉雄は、日露戦時下の地方支部の活動状況について次のように指摘している。²⁵⁾

余は恰も時局中地方を巡回して其の状況を視察したるが各地共公債応募、恤兵救済、軍人遺孤独の扶助其他義勇艦隊の義金等戦時の急に應ずる経費多端なるを以て之等目前の急を先きにして武徳会の事業を幾分後廻しと為したる如き観ありしは各地共粗同一なしが如し是れ止むを得ざるの現象にして随て此期間中会の拡張は多少遅緩なりしを覚えたるが中には又福島支部の如き一篇の勧誘文を配布して却て奨励に勉めたるもの少なからざるなり

山田が指摘しているように、戦費の確保とともに戦時下の最大の内政課題が出征軍人家族問題であった。このため政府は、開戦とともに全国の市町村に兵事義会や尚武会、将兵義会などをつくらせ、全国的組織として軍人遺族救護義会、愛国婦人会、帝国軍人援護会等を援助して出征軍人家族の救済に当たらせた。この方面で活躍がめざましかった愛国婦人会は、1903年の約2万6千人から1905年末には45万2千人にまで会員を拡大した。また、日本赤十字社の社員も、戦前の約80万人から戦後には113万人へと増加している²⁶⁾。こ

のような内政課題に直結した諸組織の成長、そして4,600万の国民が赤ん坊から老人まで一人平均46円という巨額の戦費を負担しなければならなかった²⁷⁾という事態のなかでも、武徳会は1904年度に21万7,883名、1905年度に15万3,119名もの入会者を獲得している。山田は「此期間中会の拡張は多少弛緩」した述べているが、実際にはそれまで同等かそれ以上の「拡張」を実現しているのである。

それをもたらしたのは、何よりも日露戦争によってその正当性がより強固なものとなった武徳会の理念とその下での入会勧誘活動の強力な展開であろう²⁸⁾。1904年5月6日に武徳会副会長の大浦兼武が、本部役員、商議員、常議員、支部長等、約40名に対して、未だ「予定数に達せざる地方」にその達成を求めるとともに、「既に予定以上に達したる地方」には「会員一人につき二人乃至五人」といった基準を設けて特別会員を募集するという方針を提起した²⁹⁾のもその一例である。

山田は、日露戦時下に勧誘文を配布した福島支部を特筆すべき事例としてあげているが、入会者の獲得という点では香川支部の取り組みも見逃せない。香川支部では、1905年2月、尼崎副支部長が「基本金増額計画」を実施するため、各警察本・分署長を募集委員に嘱託して入会の勧誘を行なうとともに、翌3月には「時局と武徳」と題する講演によって県民に支部拡張の必要性を訴えた。この運動は、尼崎の転任によって一時失速するが、6月には支部規則を改正して役員体制を強化すると同時に、各警察本署・分署区域を「委員部区域」とし、区域ごとに署長を軸に活動が展開する。そして8月末日までに7,328人の入会者とその入会義金9,280円20銭を獲得するのである³⁰⁾。警察を主軸とした強力な入会者募集活動が展開されたのである。

ところで、山田は先の引用につづけて、武徳会が「発展しつつありたる」ことを実感させられた一例として、日露戦争の出征者に対して武徳会の徽章を贈るという行為がみられるようになったことをあげている。これは武徳会の会員が、「忠勇

は一に武士道の精華にして武人の面目」であることから自分の徽章を非会員の知人や親戚の者に対して贈るといふものであり、そこには「万一戦死せば此徽章を携帯して死後の榮を期すべし」、また凱旋の際にもその榮を讃えるという意味をもっているという。「是等の行動は精神的に於て一種の感化力を与ふるものにして、ヨシ其人にして今後入会すると否とに拘はらず本会の為めに無形の非常の発展と云はざる可からず」と山田は評している。

実際には先にみたように2,813人の武徳会会員が戦死しており、1904年5月時点の武徳会の会員数88万4,600人を基準にしてこの戦死者の比率を割り出してみると3.2%となる。一方、日露戦争戦死者の総数8万8,133人は、兵役義務をもつ男性の全人口の約1%にあたる³¹⁾。武徳会の会員の戦死率は、実にその3倍であり、このことは、まず第1に、武徳会の会員に占める軍人あるいは兵役義務をもつ男性の比率の高さを示しているといえるだろう。さらに、それが青木会長や伏見宮総裁がいうように「日本魂」や「武徳」によって培われた国家への忠誠心の強さを示すものであるかどうかは不明だが、多くの戦死者と功労者を出した武徳会の姿は、たとえば陸軍大臣寺内正毅が会の「平素ノ主張忽チ實際ニ効驗ヲ顕ハシ而シテ其偉功殊勲ヲ発シタル将卒ニハ貴会員少ナカラス貴会ノ国家ニ貢献スル所亦大ナリ」³²⁾と賛美したように、武徳会の国家的な意義をさらに高めたことはまちがいないだろう。

こうして日露戦争の勝利は、「一に我が叡聖なる大元帥陛下の御威徳に由るものなりとは云へ、一は本会の本領主義とする国民特有の武士道発展の結果に因らずんば非ず、余は確信す、日露戦役の偉勲は人にあらず、機会にあらず、全く武徳発展の賜なり」³³⁾といった熱烈な主張が、武徳会の役員らによってなされていく。しかも、日露戦争の勝利を天皇の聖徳と将士の忠勇に帰して、日本軍の精神的要素の優越を説くというこうした主張は、寺内陸相や武徳会役員のみの見解にとどまらず、軍部の公式見解でもあったのである³⁴⁾。こ

うして武徳会の国家的な意義は、日露戦争によってさらに上昇していったのである。

2. 日露戦後における武術事業の変化とその要因

1) 武術事業の変化

日露戦争が終わって約1ヵ月たった1905年10月、武徳会本部は、剣術と柔術の2科からなる武術教員養成所を開設した³⁵⁾。そして翌1906年春、武徳会本部は拡張委員を設けて事業拡張計画の立案を開始した。その原案は、武術教員養成所および射的講習の拡充、馬術講習の再興などを、年1万円の前算で5年間で実施していく、というものであった³⁶⁾。

そして8月の常議員会で拡張計画13力条中の重点が議論され、①「武徳会の骨髄」である武徳学校の新設、②中学生会員への「紙章」の発行、③生徒の大会参加資格の再考、④分会に対する郡町村旗章の制定を決議した³⁷⁾。ここには、武徳学校という新たな武術教育機関の設立、青年への対応の重視、分会の設置という新たな事業方針が登場している。このような重点の置き方は、「会の趣意は言ふまでもなく本邦固有の武士的精神を涵養して青年の墮落を防ぎ時弊を矯正して益々士気を振作せんとするに在り」³⁸⁾という会の意義づけのうえにたつてなされたものであった。つまり、武徳の涵養による青年の風俗矯正という面が強調され始めるのである。

こうした武徳会の理念を明確に示したのが、1906年11月に大浦兼武会長と木下広次副会長の連名で公表された「大日本武徳会趣意書」³⁹⁾である。この文書は、会の10年の歴史と日露戦争後の新たな情勢をふまえながら、武徳会の意義を再度定義し直したものであるが、そこでは、

常に皇室と国民との関係を思ひ、護国の責任を分担し、礼儀を重んじ、廉恥を知り、業務を勤め儉素を守り、余力以て公共の利益を増進し、暇日には武術を講習し、心胆を練り、筋骨を壮にし、其操行衆人の模範たるべく、一旦緩急あれば、身を挺して義勇奉公の誠を

致す。是れ即ち個人の武徳にして、大和魂と称し、武士道と称するも、要するに此範囲を出でざるなり。

とのべ、したがって「単に武術を講習し、体力の発達を図るが如きは、此会の本旨にあらざるなり」と会の性格を規定した。ここでも、礼儀、廉恥、勤勉、儉素といったいわゆる通俗道徳が「個人の武徳」の内容としてあげられているが、一見して明らかなように、最大の力点は国家への忠誠心を育むこと、これこそが武徳会の本旨であるという点におかれている。そしてその意義は、「今や列国国際の関係は日に緊切を加へ、相争ふて軍備の拡張に汲々たり。故に我々国民は勝に忸れず、功に誇らず、益々武徳を涵養し、以て不慮に備へざるべからず、是れ豈戦後の急務にあらずや」という日露戦争後の国際情勢の文脈のなかで強調された。また、「特に今日の青年は将来益々国運を隆盛ならしむる重大なる者なれば、學術の研鑽と共に〔武徳の〕涵養を務むべきは、更に多言を要せず」と、とくに青年に対する武徳の涵養の重要性が強調されているのである。

さて、先にあげた事業拡張計画のうち、「武徳会の骨髄」と位置づけられた武徳学校は、英国のイートン校に感銘を受けた大浦副会長のイニシアティブの下で、教員養成部だけでなく中等部も擁する剣術・柔術学校として構想され、宮内省から御下賜金2万円を受けて進められたが、資金面で地方支部の同意を獲得することができず、結局中等部設置をあきらめ従来の武術教員養成所を拡充する形で1911年8月に設立された⁴⁰⁾。他方、1898年以降「最先の急務」として実施されてきた射的講習は、1907年の5月をもって廃止され、馬術講習所の再建もなされなかった。軍事に直結するこうした種目に重点をおく従来の事業方針が実質的に修正されたのである。

こうした武徳会の事業の変化は何によってもたらされたのだろうか。そのいく分かは、従来の事業方針の産みの親とっていい小松宮総裁⁴¹⁾の死去に求められるかもしれない。より大きな視野に立つならば、先にも述べたように軍事的な実用

性を最大の価値基準とする武徳会の武術事業方針は、軍事的な緊張感に満ちた日清戦後という時代の産物であり、当該期における武徳会の歴史的な性格を象徴するものといっていいただろう。しかし、そうであっても、そもそも武徳会の中心的な担い手は軍関係者ではなく、地方の官吏とくに警察官、そして武術家であり、彼らの多くが日常的に実践していたのは剣術や柔術などの伝統的な武術であった。組織実態と方針のずれが存在していたのである⁴²⁾。おそらく小松宮総裁の強固な意志がなければ、そもそも伝統的な武術の復興をめざして設立された武徳会が、それ以上に射撃や馬術の奨励に重点を置くというような事態は生まれなかったのではないだろうか。この点で、「実用の武術」の奨励に重点をおく武徳会の事業方針は、小松宮とともに現れ、また彼の後ろ盾がなくなるとともに消えたといえることができるかもしれない。

しかし、ひとつの組織の方針が変更されるためには、集団的な討議を経なければならぬ。武徳会のばあいその場合は、本部の常議員会ということになるが、そのメンバーのなかには射的や馬術の講習に対する強烈な支持者がいたわけであるから⁴³⁾、それらの講習を切り捨てて剣術・柔術の教員養成等に重点を移行させる、具体的には馬術講習所を廃止してその経費4千円余を武術教員養成所の経費に転用する⁴⁴⁾といった方針が、いかにして全体の合意事項となったかが問題である。射的・馬術講習の支持者はなぜ納得したのか、せざるを得なかったのか。常議員会議事録にはそれを直接実証できるような記述がないので、以下では視野を広げて、こうした武術事業の変化を促した要因について検討してみたい。

2) 変化の要因

武徳会の武術事業の変化を促した第1の要因は、武徳会に結集した武術家のうち剣術家たちによって継続的に取り組まれてきた剣術の正課編入、すなわち中等学校体育の教材としての剣術の採用が、柔術とともに実現をみたことであると考えられる。実際に撃剣(竹刀防具による剣術)・

柔術が中学校および師範学校の男子生徒の選択教材として採用されるのは、1911～12年であるが、武術家たちは、日露戦時下の1905年2月に星野仙蔵らの「体育ニ関スル建議案」が衆議院に提出され、採決の結果否決されたものの、その差がわずか5票であった時点でその可能性を確信したにちがいない⁴⁵⁾。それから約3カ月後の1905年5月5日、武徳会の大演武会の終了後に約200名の武術家よって開催された武術家大懇親会の席で、以下のような4項目からなる決議案が満場拍手喝采で可決されている⁴⁶⁾。

決議案

- 一 吾々武徳会員は本会の旨趣に基き斯の戦局の大勢に当たりては益々武術の発達を期すること
- 一 吾々会員は本会に向て武術教士養成所を本会内に設置し経済の許す限り養成の実行に至らしむることを要求すること
- 一 斯の武術をして各学校の正科に加へんことを長野県柴田克己氏外各同志者より第十帝国議会以来論議し来りたるを此の第一層通過の実行貫徹せしむること
- 一 昨三十七年度衆議院に於て代議士星野仙蔵氏が建議通過なさんとせし撃劍体操の建議を飽くまで通過せしむる方法手段を地方の代議士を訪問し三十八年度議会に於て通過せしむることに努むること

ここでは、星野らの「体育ニ関スル建議案」を次年度の衆議院で可決させるため、各地方選出の議員への働きかけを行なうことだけでなく、柴田克己らの請願書可決の後押しについても決議している。後者については、柴田自身が懇親会の席上で、「第十回帝国議会以来、毎回剣術を各学校の正科に加えられることを希望するの請願書を提出したるに、第十四回帝国議会に於いて貴族院は、願意の大体を採用すべきものと決議せられしも、其の後、今に何等の沙汰も無きにつき、今年も亦この会合を機とし、同志連署の上、天下の世論として重ねて文部省に建議したし」と説明している⁴⁷⁾。

さらに注目すべきは、第2項目の「武術教士養

成所」の設置要求である。上記の決議には、設置理由が書かれていないが、剣術・柔術の中等学校体育への採用の取り組みと一体となって浮上したものであることは明らかであろう。先に見たように武徳会本部が、剣術と柔術の2科からなる武術教員養成所を開設するのは、この決議から5か月後の同年10月である。翌1906年3月には、星野らの「体育ニ関スル建議案」が衆議院で可決され、文部省も学校での実践例の調査などに乗り出す中で、大日本武徳会も同年8月8日に剣術形および柔術形を制定する⁴⁸⁾。正課編入に備え、流派毎のバラバラなものではなく、全国一律に指導することができる「一定の形」を準備したのである。

日露戦後、帝国議会で星野仙蔵の建議や柴田克己の請願書が可決され、剣術・柔術の正課編入の可能性がにわかになら高まっていったが、武徳会の武術教員養成所の設立もまた、こうした情勢の変化に機敏に対応したものであったとみていいだろう。それらは武徳会に結集した武術家にとって、彼らの長年の念願が実現に向けて大きな一歩を踏み出した瞬間であったが、そこには日清戦後からの連続性だけで理解することができない日露戦争による重要な変化が含まれていた。

日露戦争を契機として高揚したナショナルな感情の表象となったのが「尚武の気象」や「武士道精神」であったが、それらと一体となって剣術や柔術が隆盛をみせるようになる。星野らの「体育ニ関スル建議案」自体がこうした時代状況の産物に他ならないが⁴⁹⁾、そこには新たな変化が含まれていた。日露戦争での白兵戦の経験によって、剣術・柔術とくに剣術の軍事的な価値が再認識されるようになったことである。これを日露戦後における武徳会の事業方針の変化を促した第2の要因としてあげておきたい。

たとえば、1906年4月に武徳会の会長に就任した大浦兼武は、この点について、明治維新以降「実戦において武術と云ふものは夫程役に立たぬ」ものとみなされ「殆ど世の中に廃つて了つた」が、「段々武術の必要を認めて然うして漸々之を攻究する」ようになり、ついに日露戦争では「夜襲で

なくては勝つことが出来」なくなり、「そこで益々武術を練磨しなかなければならぬと云うことを陸軍に於て大いに認めました訳で御座います」とのべている⁵⁰⁾。剣術の軍事的な価値が日露戦争によって飛躍的に高まったのである。射撃や馬術との間にあった軍事的価値の上での格差が一気に縮まったのだ。

陸軍では、日清戦後に「射撃決戦論」が勢力を得て軍隊剣術の衰退をみるようになったが、日露戦争を機に「攻撃精神の価値」や「白兵戦闘の必要」が痛感され、これを契機に軍隊剣術が隆盛に向かう。そして、フランス式のフェンシングを導入して以来、片手操作による剣術を基本としてきた陸軍も、1915年の剣術教範の改正によって、ついに両手操作による「純日本式」の剣術を基本とするようになるのである⁵¹⁾。武徳会の事業方針の変化は、こうした陸軍の動向と軌を一にしたものであったのだ。

剣術・柔術に消極的な評価を下していた文部省も、1911～12年にはそれらを中学・高校、師範学校の正課へ組み入れたが、こうした姿勢の変化の背景には、帝国議会における建議案の可決という政治的な圧力や中学、師範学校の校長らの合意だけでなく、さらにもうひとつ陸軍からの圧力も存在していたと考えられる。

日露戦後、軍部は、兵役義務の3年から2年への短縮をカバーするため、軍隊教育を国民的規模に拡大しようとする衝動をつのらせ、国民教育に対する関与を強めていくが、こうしたなかで学校体育についても体操調査委員会を設置し、陸軍省と文部省とのあいだで協議が開始された⁵²⁾。学校体操を兵式体操に統一すること、予備役の士官を従来どおり体育の教員として採用していくこと、これらが陸軍の側の要求であったが、1909年10月に体操調査委員会の委員長に就任した陸軍軍務局長、長岡外史は、さらに撃剣を学校体育に採用するようせまった。長岡は同委員会の席で、「長時間」にわたって、「新歩兵操典が要求する所の鞏固なる攻撃精神、強健なる体力、志気の旺盛、協同一致、秩序、紀律及武技の熟練」を実現する

には「是非共学校教育と軍隊の教育とを密接にしなかなければならぬ」と陸軍の立場を主張するとともに、「射撃も亦戦闘経過の大部分を占むる武技」ではあるが、経済上「国民の遊技として民間に発達せしむることは甚だ困難である」のに対して、「撃剣はそーでない」から「撃剣をも正科として教育しなかなければならぬ」と主張したのである。こうした陸軍サイドの圧力も、文部省の姿勢に変化をおよぼした一因となったと考えられる。

日露戦後における武徳会の武術事業方針の変化を促した第3の要因としてあげておきたいのは、日露戦後に射撃の奨励を事業内容とする新たな団体が登場したことである。「軍隊と国民とを結合する最も善良なる連鎖」として、連隊区司令部から行政ルートを通してほとんどの町村に設立されていった在郷軍人会である。その数は1910年に帝国在郷軍人会に統合された時点で、1万1,364団体に達していた。帝国在郷軍人会の総裁も、武徳会と同じく伏見宮貞愛であり、「撃剣会、射撃会を開くこと」を事業項目に掲げた⁵³⁾。陸軍の剣術重視の姿勢はここにも現れているが、在郷軍人会が射撃を奨励し始めたことが、武徳会が射撃講習を切り捨てるひとつの理由となったのではないだろうか⁵⁴⁾。

武徳会は日露戦後、従来の事業方針を実質的に修正し、その重点を射撃・馬術から剣術・柔術へと移動させた。それは、剣術等の軍事的価値の上昇を伴ったものであったのであり、この点をふまえるならば、事業方針の変化を伝統重視への転換と単純にとらえることはできない。軍事的な実用性に力点をおく武徳会の方針が転換したのではなく、その手段が変化したと理解しなければならぬからである。

ある処で明治の末頃、憲兵で日露戦争にも行つた剣士が試合をして引打に小手を打つたが、審判は斬れぬと宣言してそれを採らなかつた。すると其の剣士は試合を中断して「私は戦争に行つてこれで人を斬つて居る、どうして斬れぬと言われるか」と抗議を持込んで審判員を困らせた⁵⁵⁾

これは日露戦争における日本刀の使用経験とそれが実際の剣術の有効打突基準をゆさぶった事例であるが、剣術の軍事的な価値の称賛は、剣術の実戦化という動きも生み出した。1907年6月発行の『武徳誌』で、徳会本部の剣術教授、内藤高治は「殊に日露の大戦中屢々彼我接戦の激烈なる闘争に於て本邦の刀剣は一層鋭利の実を示すに至り刀剣の使用は今後確実に保証せらるゝ事になりたるは斯道の為め賀する事なり」と述べるとともに武徳会の「審判員協議会に於ても成るべく虚栄輕薄を去りて実戦に近き試合法を協議一定するに至れり」と実戦的な試合法が定められたことを紹介している⁵⁶⁾。その実際の試合法が、翌7月の『武徳誌』に発表された「剣術講習規定」であろう。そこには「試合ニ於テ胴ヲ突ク」という試合規定が示されている。胴の区域であればどこであっても突いて「刀頭」が（滑らずに）止まったら「勝」とする、というものである⁵⁷⁾。

武徳会は、軍事的な実用性を最大の価値基準として各武術を序列づけ、射撃、馬術、銃剣術という軍事に直結する種目を剣術、柔術、弓術といった伝統的な武術よりも上位に位置づけ、奨励していった。しかし、こうした武術事業方針は、日露戦後に実質的に修正され、射撃・馬術から剣術・柔術へと重点が移動する。剣術・柔術は、日露戦後において名実ともに武徳会の武術事業の主役の位置を占めるようになるのである。

こうした変化の要因としては、①剣術・柔術の正課編入の動き、②陸軍の認識の変化、とくに剣術の軍事的な価値の上昇、③射撃の奨励めざす在郷軍人会の登場という武徳会を取り巻く環境の変化が重要であろう。また、それらが意味していることは、剣術・柔術への重点の移動が、日露戦争の経験にもとづく剣術等の軍事的価値の上昇を伴ったものであったということであり、したがって単なる伝統武術の重視つまり国粹主義的な転換ではないということである。軍事的な実用性に力点をおくという武徳会の方針はまだ生きており、その手段が変化したと理解すべきであろう。日露

戦後における武徳会は、軍事的な実用性という価値から抜け出してはいない。こうした状況に変化が起きるのは、第1次世界大戦以降のことではないだろうか⁵⁸⁾。

3. 「剣術」「柔術」から「剣道」「柔道」への移行

先にみたような武徳会の事業方針の転換、すなわち剣術・柔術へ重点の移動は、剣術・柔術という名称そのものにも変化をもたらすことになる。

このことは、「剣道」への名称の移行過程を検討した木下秀明の研究によってすでに示唆されている。木下は、書名や公的文書、団体名（学校運動部）、大会名、会議記録、教材名、武徳会などにおける「剣道」の用語の使用状況を分析し、「剣道」への改称が継続的に始まるのは、日露戦争での日本の勝利が決定的となった1905年以降であるとし、武徳会における改称の経緯についても次のような重要な史実を提示した⁵⁹⁾。

武徳会では、①1907年の前掲内藤高治「剣道初歩」においてその使用が認められ、②1909年には機関誌上に「剣道範士」「剣道教士」という称号名の表記がなされ、③1912年には武術専門学校の専攻を「剣道又は柔道」とするとともに、④同年に制定した形を「大日本帝国剣道形」とし、⑤1914年9月に武術家優遇例を改正して「剣道」「柔道」に改称し、⑥同年12月に委嘱した武術銜衡委員を「柔道」「剣道」「居合」「弓術」「槍術」に区分した⁶⁰⁾。

史料をいくつか補いながら考察していこう。まず①に関して。内藤高治は1909年より剣術の主任教授を務めるようになるが、翌1910年にも機関誌上で「剣道修業に就ての心得」を連載している⁶¹⁾。この連載は、嘉納治五郎「柔道修行者の心得に就て」とセットでなされたため、「柔道」「剣道」が同時にアピールされる形になっている。内藤が「剣道」という用語を積極的に用いていたことは、木下が「剣道」提唱者の一人としてあげている坂口鎮雄が、内藤への師事を機に早稲田大学在学中

から「剣道」を提唱するようになったことによっても示されている⁶²⁾。

②は、「範士教士の称号授与」という見出しの記事であるが、そこには「柔道範士」「柔道教士」という表記もみられる。剣術だけでなく柔術も名称変更がなされていたのである。ちなみにそれ以外の武術に関しては、最高位の範士であっても「弓術範士」「遊泳術範士」であり、教士も「槍術教士」「弓術教士」「薙刀教士」である。また「精錬証授与者」の場合は「剣術」で、「武術試験進級者」の場合も「剣術」「柔術」である⁶³⁾。「剣道」「柔道」は範士・教士のみ特別に使用されていたのである。

こうした使用法は、⑤の武術家優遇例の改正によって、1914年9月から明文化される。範士・教士は、1902年に武術家優遇例が制定された時点から、長年にわたり「武術を鍛練した」「品行方正」(教士)で、「斯道の模範」(範士)となる人物でなければならないと定められていた⁶⁴⁾。武徳会が「剣道」「柔道」を範士・教士のみ特別に使用したのは、彼らが技術と人格を兼ね備えた人物であり、剣術・柔術はそれを目標とすべきであるということを明示するためだったのでないだろうか。

このような目標規定としての「剣道」「柔道」の使用は、それに到達していない段階のものを「剣術」「柔術」として区別するという用法であった。その典型例は、「剣術講習初学者に示す」という副題をもつ内藤高治「剣道初歩」であろう。

③の武術専門学校の特攻名称での使用は、中等学校での正課編入が文部省に認可された後でなされている点、また、範士・教士だけの限定的な使用法に終止符を打ったものである点で注目される。ただし、専門家養成校における目標規定としての「剣道」「柔道」であるとすれば、従来の使用法を大きく踏み出るものではないということになる。

変化の画期としてより明確なのが、1914年9月に⑤の武術家優遇例とともに改正・施行された剣道柔道階級規定である。規定の名称そのものを「剣道柔道」に変更し、その第3条は「剣道ハ一級

乃至六級トシ」、第4条は「柔道ハ初段ニ始マリ十段ニ及フ段下ニ更ニ一級乃至六級ヲ設ク」とし、段級の高低にかかわらずすべてを「剣道」「柔道」という名称で表記している⁶⁵⁾。

さらに翌1915年に発行された『大日本武徳会紀要』では、大演武会および青年大演武会の種目名称にも「剣道」「柔道」を用い、「各種武術の奨励」の項では、「各種武術中本会カ極力奨励セントスルモノハ剣道及柔道ト為ス此二者ハ創立以来相当ノ教師ヲ置キ青年子弟ノ為メニ間断ナク講習ヲ継続シツトアリ同時ニ又師範家タルヘキ専門武術家ヲ養成スルノ急務ナルヲ認メ先年武術教員養成所ヲ設置シ継続数年卒業生ヲ出スコト五十余名ニ達シタル」⁶⁶⁾と述べている。

このように武徳会は、少なくとも1914年9月には、「剣術」「柔術」の目標としての「剣道」「柔道」という使用法を変更し、「剣術」「柔術」という呼称そのものを「剣道」「柔道」に改称していたのである。また、上記の『大日本武徳会紀要』の記述は、こうした変更が、武徳会の武術事業の重点が「剣道」「柔道」に移行するなかで起こったことを端的に示しているといえよう。

剣術・柔術へ重点の移動は、武徳会における「剣術」「柔術」という名称そのものにも変化をもたらし、武徳会副会長の西久保の主導により1919年8月に名称変更がなされる以前、少なくとも1914年9月には「剣道」「柔道」に改称されていたのである。

4. イデオロギー的機能とその限界

戦争に際して自己犠牲を厭わない国家への忠誠心の育成を最上位の目標として掲げる武徳会は、日露戦争という実際の戦争を迎える中で、多くの戦死者を出すとともに戦争を遂行するための活動を積極的に展開し、会の理念の正当性をより強固なものとした。日露戦争後に武徳会は、国家への忠誠心の育成が会の本旨であると改めて定義し、その意義を日露戦争後の国際情勢の中で位置づけ

強調するとともに、青年に対する武徳の涵養の重要性を強調するようになる。

では、どのような方法で武徳会は、国家への忠誠心を国民とくに青年たちに植えつけていこうとしたのか？ そして武徳会がめざしたこうしたイデオロギー的機能は、実際にはどれほどの効果をあげたのだろうか？ 最後にこれらの点についての概括的な検討を試みたい。

1910年1月に発行された『武徳会誌』第1号によれば、その方法は大きく2つに区分される。まず、「精神上より」武徳を涵養する方法としては、講話や演説、『武徳会誌』その他書籍の発行、教育機関の設立、武庫の設立。次に、「技術上より」武徳を涵養する方法としては、演武場の設立、武徳祭、演武大会、武術講習、武術の認定試験の実施、武術家の保護である⁶⁷⁾。

たとえば、「精神上より」武徳を涵養する方法のなかから、出版活動を取りあげてみよう。武徳会は1906年6月より、武士道や軍事に関する論説、武術に関する記事などを満載した機関紙『武徳誌』を1部10銭で、翌年5月からは値上げして15銭で毎月発行した。しかし、その売れ行きは惨澹たるものであった。後に『武徳誌』の編集者は、会員数と購読者数の著しい落差、「実際と十露盤上との懸隔余りに甚敷に一驚を喫し一時は呆然として殆ど絶望の淵に瀕せり」と当時の心境を語っている。さらにその原因として、全国各地に散在する会員への宣伝や勧誘が困難であること、さらには同誌の内容と国民とくに青年の要求とのズレ、すなわち「武徳誌は時俗の要求に迎合せず幾多青年の好尚に反対の雑誌」であることをあげている⁶⁸⁾。

つづいて1911年1月からは、名称を『武徳会誌』と改称し、価格も1部12銭に値下げして本部直轄の体制で発行を継続したが、購読者を十分に確保することができず、発行部数を2,000部から1,300部に落とし、それでも継続が困難となり、第27号でついに廃刊となった⁶⁹⁾。

『武徳誌』や『武徳会誌』が、武徳会の会員の「好尚」とも「反対」であったかどうかは不明だが、

わずか2千人、会員の0.2%にも満たない購読者さえ確保できなかったという事実は、会の理念と会員の要求とのあいだにも、かなりのギャップが存在していたことを示唆しているといえよう。

次に、「技術上より」武徳を涵養する方法の中から、大演武会と武術講習の2つをみてみよう。武徳会の大演武会は、先にもみたように桓武天皇の「神徳を慰め奉り、并せて平生報国の志を忘れざらん」とするものであり、その儀式である武徳祭も大会の初日に開催され、また大会時には、総裁や会長、軍人などによる演説や講話が行なわれた。つまり、演武大会にはこうした「精神上より」武徳を涵養する方法も組み込まれていたのであり、さらに大会参加者や参観者にたいしても「心得」⁷⁰⁾を定めて服装や態度などをきびしく規制し、拍手喝采も一切禁止した。

しかし、武徳会が求めた会員像と大会の参加者のあいだにはギャップがあり、それを埋めることができぬまま武徳会は、いらだちを募らせていく。たとえば、演武大会では「単に勝を制せんとのみはやり卑法の振舞」をみせる武術家たちも多くみられ、また、岡山県から参加した剣術家は、連日参観席で妻とともに酒を飲みながら観戦した⁷¹⁾。こうして「武徳会が主義とする精神修養の大眼目は日に月に廃れ行くにあらざるか、否断じて廃れ行きつゝあるなり」⁷²⁾といった批判が会内部からも現れるのだが、武術家たちのこうしたおおらかで自由奔放な行動は、その後も消え去ることはなかった。後の時期になるが、1923年に武徳会の大演武会をはじめて観戦したという玉利嘉章は、その印象を次のように述べている⁷³⁾。

京都の大会、戦前はいまとくらべてもっとおおらかだったような気がします。……自由闊達というか奔放闊達というか、豪放磊落というか。武徳祭の最中だというのに、昼間から偉い先生がたが集まって祇園あたりで酒を飲んでいる。どうしてそんなことができたものでしょうねえ。いまとなつては不思議な話ですよ。大会のほうはどうなつてたんだか(笑)。

また、京都観光も参加者にとって大きな魅力であった。演武大会の期間中は、武徳会の会員に限って御所離宮の特別拝観や寺社の無料参観が許され、また、鉄道や汽船会社の協力によって乗車乗船運賃も2～3割の割引がなされた⁷⁴⁾。鳥取から青年演武大会に参加した中学生たちは、校友会雑誌に次のような報告を書いている。京都到着の翌朝、引率教員とともに京都見物に出かけ、武徳殿の近くでは「動物園からのライオンや、タイガーなどの呼び声が聞えて仲々壮快」、夕食後「宿をとび出して京極へ」行き、「汽車に電車に馬車、人力車、自動車、寄席に芝居、若い人、年取つた人、田舎の人……実に雑踏のきはみである」⁷⁵⁾。

『武徳誌』に掲載された「武術いよゝ盛んにして武士道ますゝ廃退し、会員更に多きを加えて会の本領は却て萎靡振はざるに至らん」⁷⁶⁾といった内部批判は、こうした演武大会の実態をとらえてなされたものであったが、それは、「武徳を養成する上に付ての手段」⁷⁷⁾であるはずの武術が、実践者の意識次第で娯楽や快楽の追求の手段にもなり得る、ということを示すものである。こうした個人の趣味や嗜好の次元までも画一的に統制することは容易ではなかったのであり、ここに武徳会が抱え込んだひとつの限界をみることができよう。

一方、武術講習については、武徳会が1907年に武術講習の「宣誓式」⁷⁸⁾を定め、入門の際には全部で五条からなる誓詞を朗読させ本人に署名捺印させていった。その第一条は「忠君愛国の大義は武徳の本領なり平素心身を鍛練し義勇奉公の修養を怠る可からず」というものである。それは伝統的な武術が、武徳会を介して天皇制国家と強固にむすびつき、国家への忠誠心を内面化させるひとつのイデオロギー装置として編成されたことを端的に示すものであり、練習前の斉唱の繰り返しなどによってそれなりの効果をあげたと思われる。しかし、会員のなかで武徳会の武術講習に参加することが可能であった者は、「僅かに支部所在地の少数会員に限られ」⁷⁹⁾ており、したがってその直接的な効果もかなり限定されたものであったとみるべきだろう。1911年以降には、武徳会

の新入会員も激減していった⁸⁰⁾。

このように武徳会が最上位の目標として掲げた国家への忠誠心の育成というイデオロギーの機能と会員や青年の嗜好や実際の行動との間には大きなギャップが存在し、日露戦後にはその限界が顕わになっていったのである。

【注】

- 1) 拙稿「大日本武徳会の成立過程と構造——1895～1904年——」『行政社会論集』第1巻第3・4号、1989年、pp.65-85。
- 2) その授与者数は、1921年までに、剣術800人、柔術360人、弓術257人、居合43人、槍術38人、水泳30人、薙刀12人、その他43人を数えた(Sakaue, Yasuhiro, "The Historical Creation of Kendo's Self-Image from 1895 to 1942: A Critical Analysis of an Invented Tradition", *Martial Arts Studies*, 6, 2018. DOI: <http://doi.org/10.18573/mas.66>).
- 3) 同上。
- 4) 鐵研子「武徳会に一物を呈す」『武乃世界』第2巻第3号、1913年3月、p.42
- 5) 1899年1月改正「大日本武徳会規則」第一条、中村民雄編『近代史料剣道史』島津書房、1985年、所収、p.35。
- 6) 前掲『近代史料剣道史』所収、p.39。
- 7) 武徳会商議員で後に嘉納治五郎らとともに武徳会の範士・教士の称号の審査を担当した渡辺昇は、武徳会宮城支部の演武会で行なった演説の中で、「教育勅語は武徳会の依て起る所以なり」とより明確に述べている(『河北新報』1899年10月26日付)。
- 8) 以上、前掲「大日本武徳会の成立過程と構造」pp.89-90。
- 9) 同上、pp.90-91。
- 10) 木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林書院、1970年、p.76。
- 11) 木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書

- 院、1975年、p.169。
- 12) 前掲『近代史料剣道史』所収、p.39。
 - 13) 中嶋哲也『近代日本の武道論——武道のスポーツ化問題の誕生』国書刊行会、2017年、pp.179-184。ただし銃剣術は、陸軍戸山学校の要請により1925年から大演武会の種目として復活し、1930年からは武徳会の称号を銃剣術にも適用するようになる(同上 p.185)。
 - 14) 同上p.184。
 - 15) 中村民雄『剣道事典—技術と文化の歴史—』島津書房、1994年、p.14が代表的であるが、前掲 "The Historical Creation of Kendo's Self-Image from 1895 to 1942" もそれを前提とした記述となっている。
 - 16) 木下秀明『『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行過程に関する検討：『文部省第一回撃剣講習録』の分析』『体育学研究』第50巻第3号、2005年5月、『『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行に関する史的考察』同誌第51巻第1号、2006年1月、『『撃剣』『剣術』から『剣道』への移行過程に関する検討：永井道明の場合』同誌第51巻第2号、2006年3月。
 - 17) 以下の引用は、『京都日出新聞』1904年5月5日付による。
 - 18) 『京都日出新聞』1904年8月2日付。
 - 19) 『京都日出新聞』1904年8月7・8日付。
 - 20) 以上、大日本武徳会『第六回青年大会記事』pp.13-14。早稲田大学附属図書館所蔵。
 - 21) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、1976年、p.129。
 - 22) 『京都日出新聞』1905年5月5日付。
 - 23) 『大日本武徳会沿革 黄』。京都府立総合資料館所蔵。同史料は中村民雄編『大日本武徳会研究資料集成』本の友社、2005年、にも所収。黄以外の他の3つの巻も同様。
 - 24) 以上、「会務報告」『武徳誌』第2篇第5号、1907年5月、p.58、山田吉雄「武徳会の過去と現在」『武徳誌』第1篇第2号、1906年7月、p.16、「三十八年度歳入出報告」『武徳誌』第2篇第4号、1907年4月、p.58。
 - 25) 前掲「武徳会の過去と現在」pp.17-18。
 - 26) 以上、宇野俊一『日清・日露』小学館、1976年、pp.277-278。
 - 27) 大江志乃夫『国民教育と軍隊』新日本出版社、1974年、p.7。
 - 28) 武徳会の内情を周知しているある人物は、1913年時点で会の隆盛をふり返り、それをもたらした2つの要因として「武徳会の主義主張が時勢に適合したのと其の手段方法が巧妙であった」ことをあげている。このうちの前者については、武徳会は、日清戦争によって「挑発せられたる敵愾心と殆ど極端迄興奮せる忠君愛国心と此の二つの潮流に乗じて起つた」といい、さらに日露戦争が、武徳会に「大刺激を与へて長足の発達進歩を促がした第二の原因であつた」と指摘している。つまり日露戦争において「我國民の現はしたる燃ゆるが如き忠君愛國の高上の思想と精神とは偏に武士道の精華にして平生武徳会が唱導する所と吻合するので同会は一層世間の歓迎を受け長足の進歩を遂げ」というのである。また、後者の「巧妙」な「手段方法」というのは、各支部の会員と入会義金の募集目標を割り当て、また、その義金を「按分比例」によって支部に分与したことを指している。以上、前掲「武徳会に一物を呈す」pp.41-43。
 - 29) 『京都日出新聞』1904年5月7日付。
 - 30) 以上、「大日本武徳会香川支部状況」『武徳誌』第1篇第5号、1906年10月、p.73。
 - 31) 前掲『日露戦争の軍事史的研究』p.12および大江志乃夫『国民教育と軍隊』新日本出版社、1974年、p.7。
 - 32) 『京都日出新聞』1905年5月5日付、「寺内陸軍大臣の感謝状」。この感謝状は、後に『武徳誌』第2篇第1号、1907年1月、p.67にも掲載された。執筆は、1905年4月26日。
 - 33) 前掲「武徳会の過去と現在」p.16。
 - 34) 藤原彰『日本軍事史』上巻、日本評論社、1987年、p.122。

- 35) 前掲『大日本武徳会沿革 黄』。
- 36) 「武徳会拡張計画」『武徳誌』第1篇第2号、1906年7月、p.62。
- 37) 『京都日出新聞』1906年8月9日付。
- 38) 神戸委員部委員会における大浦兼武会長の演説要旨、『武徳誌』第1篇第6号、1906年11月、p.74。
- 39) 前掲『史料明治武道史』所収、pp.739-741。
- 40) 前掲『大日本武徳会沿革 黄』。
- 41) 前掲「大日本武徳会の成立過程と構造」p.95の注(43)。
- 42) 1902年11月22日付『京都日出新聞』は、「役員中武術上に好、不好あり互に我が好む処の武術のみ拡張せん事を務め現に青木会長の如き馬術の如きは多数の経費を要するのみにて左程の効能なしと公言せし」、1902年11月27日付同紙は「会長等は銃創又は馬術射撃の如き已に各学校にて教授し居れば武徳会の事業と為すに及ばずと云ふと雖ども然らば柔道又は剣術の如きも各学校にて教授し居るに非らざるやと云ふ者あり……短艇競漕部の如きは年一回にして二千円を支出し馬術講習所の如き四千余円の支出を為すと言ふものゝ一年中用のある者なれば引合はずとこぼす役員もあり……また中には単に剣術のみに止め他の武術は全然廃止すべしと首唱するものもある」と報じている。
- 43) 1909年12月24日には、河越重幸、伊藤知彰といった武徳会常議員をふくむ計15名から射撃および馬術講習の再興を望む建議が武徳会本部に提出された(『大日本武徳会沿革地』)。
- 44) 前掲『大日本武徳会沿革 黄』
- 45) 同建議案の審議過程については、拙稿「帝国議会衆議院における『体育ニ関スル建議案』の審議過程—1905年の剣道、柔道の正科採用をめぐる対抗—」『一橋大学スポーツ研究』第32巻、2013年。
- 46) 『京都日出新聞』1905年5月7日付。
- 47) 同上。
- 48) 前掲「帝国議会衆議院における『体育ニ関スル建議案』の審議過程」pp.39-40。ただし、この第2回目の建議案は、文部省の合意を獲得するために剣術と柔術の両方ではなく、剣術および剣術形の体操、柔術および柔術形の体操のうちのどれか一つを実施するという、大幅な内容修正をはかったものであった(同上およびp.28の表3)。
- 49) 同上pp.35-36等。
- 50) 『台湾日日新報』1907年6月4日付。
- 51) 陸軍戸山学校剣術科『剣術教範詳解』陸軍戸山学校将校集会所、1935年、p.454。
- 52) 以下、木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、1982年、pp.136-147。
- 53) 前掲『国民教育と軍隊』pp.334-335。
- 54) 1921年6月14日の武徳会本部の常議員会で、西久保弘道副会長は、「本会ハ既ニ射撃、馬術等ノ事業ヲ廃止セリ」という発言につづけて「而モ是等ノ事業ハ世間有力ナル経営者アリテ進歩コススレ、毫モ衰フルモノニアラス畢竟分業的ト謂ウテ可ナリ」と述べている(前掲『近代日本の武道論』p.184)。これは、先に述べた短艇競漕会の移譲に関するものであるが、この発言は、射撃の場合にはすでに「有力ナル経営者」である在郷軍人会に事業をまかせ、当該事業の「進歩」をみているという事実を論拠にしたものであると思われる。
- 55) 堀正平『改定増補大日本剣道史』大日本剣道史刊行会、1958年、p.174。
- 56) 内藤高治「剣道初歩(第一回) 剣術講習初学者に示す」、『武徳誌』第2篇第6号、1907年6月、p.51。そのうえで内藤は、「剣法の要は単に敵を殺すにあらずして、更に其れ以上修身、齊家護国安民の長器なる事を忘るべからず、わが国民たる者は必ず常に斯の術を鍛練し誓て一片報国の精神を養殖する所無るべからず」と主張した(同p.50)。
- 57) 『武徳誌』第2篇第7号、1907年7月、pp.79-80。ただし、危険性が問題化したためであろうか、この規定はあまり普及せず廃止と

なったようである。

- 58) 弓術／弓道の地位および価値づけの変化は、それを示すひとつの指標といえよう。「現今実用に供すべからざる武芸」と位置づけられた弓術は、1919年8月には「弓道」に名称を変え、1928年5月には武徳会本部に弓道場が建立される。弓道場の落成式の式辞の中で本郷房太郎会長は、「武術としては今日既に実用を離れたるものと雖も之に依りて心身を鍛錬し国民的精神の発揚に効果を奏するものにたるに於ては益々其の隆盛を希ふべきは当然」と述べている（前掲『近代日本の武道論』p.186）。
- 59) 前掲『「撃剣」『剣術』から『剣道』への移行に関する史的考察』pp.35-39。
- 60) これによってそれまで北垣国道、渡辺昇、嘉納治五郎の3人の委員によって選考されていた範士・教士の称号が、武術毎に委嘱された委員によって選考されるようになる（『大日本武徳会沿革地』）。なお、この時に同委員会の委員長に委嘱されたのは、嘉納治五郎である（「大正三年大日本武徳会規則改正」、渡辺一郎編『武道論演習資料Ⅷ』1987年、所収、p.12）。
- 61) 『武徳会誌』第9号・第10号、1910年9月・10月、pp.57-61、pp.61-65。
- 62) 前掲『「撃剣」『剣術』から『剣道』への移行に関する史的考察』p.36、pp.45-46。
- 63) 『武徳誌』第4篇第7号、1909年7月、pp.71-72。
- 64) 前掲『史料近代剣道史』所収、p.329。
- 65) 前掲『武道論演習資料Ⅷ』所収、pp.9-10。
- 66) 筆者所蔵史料。1899年刊行のものと同タイトルである。こちらも奥付がなく、発行年が不明であるが、武徳祭大演武会および青年大演武会に関する記述内容から、1915年度に刊行されたものと判断した。
- 67) 以下の記述は、拙稿「大日本武徳会の政治的機能」（『研究年報1989』一橋大学体育共同研究室、1989年、pp.27-28）を加筆修正したものである。
- 68) 以上、「歳末の辞」『武徳誌』第3篇第11号、1909年12月、pp.6-7。
- 69) 『大日本武徳会沿革地』
- 70) 「心得」については、前掲『近代日本の武道論』pp.127-138が詳細な考察を行っている。
- 71) 『京都日出新聞』1906年5月10日付。
- 72) 社説「矛盾せる現代的事相を見よ」『武徳誌』第4篇第6号、1909年6月、p.6。
- 73) 玉利善章（談）「交剣知愛、古木を稽えつつ剣道修行に励む話（下）」『剣道日本』1983年5月号、p.60。
- 74) 前掲『近代史料剣道史』所収、『大日本武徳会紀要』p.39。
- 75) 山根幸恵編『鳥城剣道部史』鳥取西高等学校剣道部OB会、1972年、pp.33-34。
- 76) 社説「武徳会の主義は果たして全国の会員に知悉せられ居る乎」『武徳誌』第4篇第1号、1909年1月、p.6。
- 77) 番長老髪「武徳会は何を為さんと欲する乎」『武徳誌』第4篇第12号、1909年12月、p.9。
- 78) 「宣誓式制定」『武徳誌』第2篇第10号、1907年10月、p.76。
- 79) 社説「分会設置の效果」『武徳誌』第2篇第9号、1907年9月、p.2。
- 80) 拙稿「大正期における大日本武徳会——その政治的軍事的機能を中心として」『体育史研究』第7号、1990年、p.38。